

## 令和4年7月定例教育委員会会議録

**1 期 日** 令和4年7月5日（火）

**2 場 所** 市役所南別館3階 教育委員会室

**3 開始時間** 午後1時30分

**4 終了時間** 午後4時30分

**5 出席者**

教育委員

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、岡村委員、宮田委員

説明者

江藤教育部長、清水教育総務課長、山内学校教育課長、大井生涯学習課長、桑畑文化財課長

黒木美術館長、西田美術館学芸員、山下都城島津邸館長、宮戸高城地域生活課長

事務局

椎屋教育総務課副課長、南野教育総務課主幹、瀬之口教育総務課主査

**6 会議録署名委員**

岡村委員、中原委員

**7 開 会**

◎児玉教育長

それでは、ただいまから令和4年7月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の委員会の終了時間でございますが、午後4時を予定しております。皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

ではまず、市民憲章朗読をよろしくお願ひいたします。

**8 市民憲章朗読**

**9 前会議録の承認**

◎児玉教育長

それでは、皆様のお手元に令和4年6月の定例教育委員会の会議録をお配りしていると思います。本委員会終了後、各委員に署名をしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**10 会議録署名委員の指名**

◎児玉教育長

では、本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、岡村委員、中原委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**11 教育長報告**

◎児玉教育長

続きまして、教育長報告をさせていただきます。

ここで、議事の一部を非公開にすることについて、発議をさせていただきます。

教育長報告の中の最後になりますけれども、虐待案件につきまして、プライバシーに関わる部分が多々

ございますので、その部分は非公開という形に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づいて行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということでございますので、最後の虐待の事案につきましては、非公開とすることに決めます。

それでは、改めて教育長報告をさせていただきます。

まずは、本日まで差し障りました台風4号でございますけれども、昨日の昼間は大変な大雨でございます、大変心配したわけでございます。今日の登校でございますけれども、問題なく登校ができております。今日の学校につきましては、今朝の5時過ぎから、校長会会長に集まっていただきまして、学校教育課と協議をいたしまして、状況を見ながら、今日は通常の登校でいきましょうというゴーサインを、今朝出しました。皆様には本当にあまり被害もなく、進んできたことに、本当に感謝をしているところでございます。

本日午前中に、実は、7月の校長会を開く予定でございましたけれども、校長先生を学校からこちらに出向いてもらうというのは、非常に、何かあったときのためにそれはできないという判断を昨日行いまして、急ぎょオンラインで開催させていただきました。本日、10時から11時半ぐらいまで、時間を縮めた形でのオンラインでございました。校長先生方、全員が顔を見せていただきまして、こちらの言いつばなしに最終的にはなってしまったのですけれども、そういう意味ではできて良かったかなと思っております。

では、レジュメに基づいて進めたいと思います。

まず、報道からでございますけれども、6月中の新聞記事を集めてみました。そこに書いてあるとおり、様々な形で学校が活躍してくれております。中でも目につきますのは、笛水小中学校の3回連続で載っているものでございます。児童生徒の作文をうまく取り上げて、それを「都城大好き」という形で出しているものでございます。この活動は未だに続いておりまして、7月になっても笛水小中学校は出し続けてくれております。

そのほかにも色々あったわけでございますけれども、逆にコロナ禍が随分落ち着いてきたのではないかと、活動的にも色々な活動ができ始めてきたなというのが印象でございます。

例えば、ウの項目であります庄内小学校4年生の「小さな命 目を凝らして ハッチョウトンボ観察」というのがありますが、この観察をしていただいたのは地元の方でございます、至近距離で子どもたちと接しながら、もちろんマスクとかはしていますけれども、そういう活動もできるようになったということでございます。

では、2番目の学校ホームページからでございますが、そのマスクについてでございます。

まず、学校ホームページの6月分の資料の3ページをお開きください。

五十市小学校の部分が出てきておりますが、参観日のお礼とマスク着用について。あと、AIドリルについても書いてあるわけなのですけれども、参観日のお礼の後に、色つきの部分で、この時期は、登下校中はあごマスクをするか、マスクをポケットに入れるかして、熱中症にならないようにしてほしいというような記事が載っております。命を守る上でも大事なことで、6月のホームページから出してあるのですが、実は、私は五十市小学校の子どもさんたちとすれ違ってきます。約9割の子どもたち、もっとかな、マスクをしたままなのです。他の学校についても、ほぼ同様でございます。ですので、外せと言わないと外れないのかもしれないと思っているところでございまして、そういう意味では、なかなか厳しいなと。着ける、着けるとずっと言ってきたのを、着けないでいいとか、着けるなとか言わないとだめなのかと思っているところです。なかなかうまく方向転換ができないといけないかなと思います。これからの時期、暑くなってまいりますと、熱中症が心配でございます。マスクをしていると、人間の体温というのは

抜けないようなのです。口から出ていく温度がすごく多くて、それで熱中症になりやすくなるということ、ドクターが言っておりますので、そういう意味では何とかマスクを外せるような形、そういう雰囲気が必要なかなと思っております。

続きまして、11 ページ、高崎麓小学校の記事を載せております。「研究授業がありました」ということで、高崎麓小学校の5、6年生の算数の授業なのですけれども、実は、この授業中にA Iドリルキュビナを使っていたいております。なぜ、高崎麓小学校を挙げたかと言いますと、キュビナの使用率が1人当たりの平均値がずっと出るのです。どのお子さん、学校でも。この小学校の5、6年生は、実は700問を超えています。700問を解き終わった、つまりそれが平均値なので、1,000問ぐらい解いている子もいます。すごい活用率というので、素晴らしいなということで、担任の先生が中島寛先生でございます。ICTに長けた先生で、過去、教育研究所の研究員をされていたことがございます。非常に有難いなと思っております。

続きまして、8ページの山之口小学校に少し戻っていただけないでしょうか。中段からちょっと下のほうですけれども、山之口小学校4年生、「つないで、組んで、すてきな形」ということを紹介させていただきたいと思えます。素敵なかごを作りましたということなのですが、それを写真に撮って、そして、見せ合って、友達の作品の良いところをコメントするというようなことをやっているわけなのです。友達から作品の良いところを認めてもらって、とても嬉しそうでしたということなのですが、本日の校長会でも出したのですけれども、実はキャリアパスポートというのを昨年からは作らないといけなくなりました。キャリアパスポートというのは、小学校1年生からずっと取り溜めていって、今やっているのは紙ベースなので、自分で1枚の紙にその時にやったこととか、そういうものを文章で書いて、それに先生か保護者にコメントをもらって、1枚が出来上がるというような、文章で表すようなものを作っています。でも私は、この文章を取り溜めていくことがどうなんだろうかと。色々な活動をする中で、自分で撮った写真とか、友達に褒められたものとか、そういうものを取り溜めていくほうがいいのではないかと。デジタルキャリアパスポート化を学校教育課にお話をしていたところ、今回それが固まりまして、それで行くことになりました。今年その準備をして、来年の4月からデジタル化されたキャリアパスポートを作っていく。最終的には、子どもたちは、非公開ですが、自分のホームページを作っていきます。小学校1年生からずっと現在までにホームページを作っていきながら、自分の過去を振り返ったり、中には何歳になった私へとか、未来の自分に対して言葉をかけたりとか、詳細が決まりましたら、また、学校教育課からお話をさせていただきたいと思えますが、今日、校長会で前出しをしましたので、そういうつもりで色々なものを取り溜めておいてくださいと前出しをしましたので、ご紹介させていただきます。

ホームページからは最後でございますが、一番最後のページ、白雲小中学校をお話ししたいと思います。白雲小中学校でございます。現在、2名在籍しております。「ミニ縄文土器づくりを行いました」と。うち1名は6年生でございます。歴史の勉強でうちの文化財課が、この子どもたちのために出張授業をしていただいたのですけれども、その時の様子がこういうふうに出てきております。非常にいいことだなと思っております。こういうふうを活用していただきながら、色々な人にここにいる子どもたちに触れ合っていたいただきたいと思いますし、そういう意味ではいい記事が出ていたなと思っております。文化財課もうまく調整して行ってくれたようでございます。

記事にも書いてありますように、先生たちがすごく興味深々で、へーという話で、ノリノリだったという報告を受けております。

以上で、ホームページのほうは終わらせていただきまして、また色々中に素晴らしい記事もありますので、気がかりなところがあれば、ご質問等いただきたいと思います。

では、3番の6月議会からのところでお話を進めたいと思えます。

まず、小規模小・中学校の適正配置について、質問がございました。基準を満たさない小規模校の方針についてということで、基準になるのが12学級以上なのです。ですから、都市市には11学級以下の学校が沢山ありまして、そういうふうに言われているわけなのですけれども、基準を満たさないところはこれから先、どうするのだというようなご質問でした。

こちら側の答えとしましては、あくまでも地域住民の発意、どうかして欲しいとか、この状態はいいのかどうかとか、そういうような発意があればお受けして、それに丁寧にお答えしますと。今、教育委員会から、例えばこの学校とこの学校が合併しましょうとかいうようなことは、一切言いません。小規模学校の良さというのはすごくあると思うのです。また、逆を返せば、小規模学校にしか通えないお子さんも中にはいらっしゃる。そういうこともあれば、あくまでも地域住民の発意を基本にしているというお答えをさせていただきました。ですので、地域住民の方々、保護者の方々に日頃から学校の中を見ていただくということを言っております。地域住民から子どもにとって、学びの場として、今、適当なのかどうかというようなご質問、ご相談、資料の提供等があれば、丁寧にお答えしていきたいというふうに思います。

そういう中で、追加の質問といたしまして、小規模校での教育不足による影響はないのかということをおっしゃっていました。

地域の方々による学校支援も小さい学校は盛んでございます。そして、職員の兼務とかも色々工面しながら今、やっているところでございます。加えて、先ほどご紹介しました1人1台端末などを利用して、学校間交流が行われております。小規模のデメリットをなるべく消していきたいということでございます。これについては、6月の学校ホームページの9ページをご覧ください。上の段のほうで、高城小学校のTJ学習というのが出てきております。TJ学習というのがありますが、その2つ下に、石山小学校のTJ学習というのが、これは同じ日のことがそれぞれの学校のホームページに載っていたわけでございます。TJというのは高城の頭文字をとって、高城地区の石山、有水との学習交流をしているということです。本校に2校の児童が来て、一緒に学習する予定だったのだけれども出来なかったの、オンラインになりました。両校の学校の子どもたちはノリノリで、体を乗り出しながらやってくれております。有水小学校もその日やったというふうに聞いております。

石山小学校の記事でございますけれども、小規模学校のみで集まりながらやっていくということに意義を感じていらっしゃるようでございました。特に、9ページの下の記事に書いてありますように、6年生は道徳の授業をしました。3校の子どもたちが4つのグループに分かれて、各グループでテーマ、正義とは、友達とは、嘘とは、を選択し、それに沿って自分の思いや考えを伝えたりする。日頃、接していない子どもたち同士の考え方を交流させることによって、学習の幅が広がる。学びの幅が広がると考えております。

もう1つご紹介させていただきます。次のページの10ページをご覧ください。

山田小学校と中霧島小学校、山田でございますからYD学習と名前を付けております。この時に、英語の授業でございまして、自己紹介をしていくところでございます。それを中霧島小学校ともやりまして、中霧島小学校は4年生の記事が掲載されていますが、沖縄の伝統芸能であるエイサーをマスターしようと。運動会とか、色々なもので今使われているものでございますが、実は、中霧島小学校には沖縄出身の先生がいらっしゃいます。その先生を講師にして、広げていっているというような状況でございます。このようにして、小規模校での教育不足とか、教員不足の解消に努めているところでございます。

この方の最後の質問で、小規模学校における適正配置方針に関する学校運営協議会の審議状況等を聞かれています。

これにつきましては、もちろん、子どもが少なくなりました、それに対する懸念とか、そういう心配は

出ておりますけれども、学校の適正規模とか、適正配置に関するものは出てきておりません、というお返しをしました。学校運営協議会を中心とした形で、そういう議論も必要ではないかというようなお話でございましたので、市教委といたしましても、学校運営協議会が主体となり、地域と共にある学校、学校と共にある地域づくりを推進していくということでございます。

こういうふうには、地域と関わりをつくるというのは、小さい学校だけのことではございません。大きな学校や中学校でも、それは必要なことでございます。

ちなみに、6月のホームページの12ページ、小松原中学校をお開きいただきますでしょうか、一番上のところに書いてあります。5月の学校ホームページを覚えていらっしゃるでしょうか。小松原中学校の子どもたちが、地域公民館と体育館の周りの草取りをずっとやってくれていました。あの記事を載せていたのですけれども、6月には、そこに花植えをするという記事になっていました。植わった後の状況を私も見てきたのですけれども、非常にきれいでございまして、地域の人たちも、子どもたちがしていることを知っている人は少ないかもしれませんが、本当にいいことかなと思っています。地域にとって学校が何をできるかということも大切な視点ではないかと思っています。

続きまして、二つ目の議員の質問にいきます。

部活動指導員と外部指導者の違いということについて、ご質問がありました。部活動指導員というのは、顧問の代わりに単独で部活動の指導や大会引率が可能でございまして、ボランティアなのですけれども、有償ボランティアという形になります。年間で30万円ちょっとの有償ボランティアみたいな形になります。外部指導者というのは、単独の部活動での指導や大会引率することができないのです。つまり、学校側で顧問を置いて、そして、その顧問に付くという形で行っているのが外部指導者でございます。これから先、部活動指導員になり得るのかという質問もございました。それは可能であるとは思いますが、単独で子どもたちを連れて行かないといけません。そうすると、当然ながら責任が重いわけです。そうなると、なかなかやり手が出て来ないというのが、今の実情でございまして、そこに苦慮しているところでございます。でも行く行くはこういう形で、外部に指導を任せていくようなことも必要になっていくかなと思っています。

続きまして、もう一つ部活動で話題になっている、ウのところにあります部活動の地域移行。部活動指導員というのは文部科学省が言っています。この部活動の地域移行というのは、スポーツ庁が言っていて、出てきたところから少し同じような色合いなんですけれども、やはり、色合いが違います。ですので、地域移行につきましては、教育委員会だけの話ではなく、全庁的に、例えば、都城市スポーツコミッション、MSCという団体が今度設立されておまして、色々な競技力向上とか、商業的なこともやってくれています。そこの連携を図りながらやっていかないとはいけません。ただし、マスコミ先行でどんどん出てきますけれども、実際、通知は1回も来ていないのです。教育委員会には何の通知も来ていないのです。ですので、今、どうなっているのかなというのが分からない状況なので、それが分かってから対応をしたいと思っています。

続きまして、レジュメのエの部分でございまして、ヤングケアラーの話題が出てまいりました。ヤングケアラーに関わらず、子どもたちのことを心配するのは当然でございまして、このことにつきましても、福祉のほうと手を取り合ってやっていかなければならないと思いますが、ちょうど明日の総合教育会議の子ども貧困対策の中でも、少し出てくる話題でございまして、窓口をしっかりと作り、対応できるようにしていくというのが基本になっていくのかと思います。

続きまして、その下にあります生理用品の無償配布、これは生理の貧困対策として出てきているものでございます。これにつきましては、本市ではモデル校を1校置きまして、丸の3つ目でございます。

今年の1月から3月にかけて、モデル校1校において、個室トイレに生理用品を配置しました。検証で

は、4つ目の丸でございます。生理用品の配置場所を、保健室、トイレ共有部分、洗面所みたいなどころですが、それから、個室トイレと2週間ごとに変更しながら、使用状況を調査したところ、1週間平均での使用個数が、保健室では2.5個、トイレの共有部分が24個、個室トイレが54個という結果になりました。ちなみに中学校でございます。圧倒的に個室トイレの使用率が高かったということを踏まえまして、教育委員会としても対応していかないといけないなと思っております。色々な理由があると思うのですが、生理用品でございますので、必要な時にそこにあるということが前提になると考えております。これには予算が関係することもありまして、今、その形で進んでいくための協議をしているところです。

最後でございます。カの部分でございますが、誰一人取り残さない学校教育について、議員から質問がありまして、タブレットの使用上による問題点、課題、そういうものがありますかということで、実は、1件だけ報告があります。YouTubeの閲覧で、ルールに反する使用があったという1件の報告を受けております。今、子どもたちが持っている1人1台端末というのは、Chrome book というものを持っているのですが、それはすべてのログが残るはずだったのですが、YouTubeのアプリが中に入っていたのです。なぜ入っていたのかは定かでないのですが、YouTubeアプリから入ったものについては、跡を追えなかったのです。この事例で分かったのです。ですから、今、全てのYouTubeアプリを消しました。端末から一斉に、消すことができますので、遠隔で。消しまして、もし、YouTubeを見たいのであれば、Chrome というのがありますね、色々検索をしたりとかする、これからYouTubeに入ると何をしていたのか全て分かるようになっていきます。ホームページ上から見るとすべて分かるので、そちらのほうに切り替えさせていただいたというのがありました。使用している時に色々こういう細かいことも出てくるのかと。

もう1つが4ページになりますけれども、教師用のタブレットについて、相当強い口調で申されましたけれども、配置されていないのはどうしてかということなのですが、教師用は校務もやらないといけませんので、当然、Windowsパソコンでないと具合が悪いのです。Windowsパソコンを1人1台ずつ持っています。そのWindowsパソコンが重いし、いちいち持ち歩くこともできないというので、なかなか大変じゃないかというのは話が学校からあったのです。早急に教師用タブレットを配布してほしいと言われましたので、この質問があった後に、学校に行かせていただいて見て来ました。どういう状況かと。そしたら、子ども用のパソコンのキー配列はWindowsパソコンと全然違うのです。ですので、ここを押してと言うと、書画カメラで子どものタブレットをわざわざ持って来て、映さないと分からないのです。そうなると、目の前の子からちょっと貸してねと言って、子どもを借りてやっていたのです。そうすると、その子はその時、手持ち不沙汰というか、できなくなってしまうというそういう状況と、もう1点は、保健室で授業を受けている子がいたのです。保健室で授業を受けていて、学級の様子を中継してもらって、自分のパソコンで見ていたのです。ところが、中継するためにはもう1台パソコンが当然ながら必要ですね。映すほうの、これを教師用が映しているので、先生のがないのです。というような実情がありましたので、これはやはりちょっと大変だなと。今までどうしていたのですかと。どこから借りてきていましたとか、休みの子のものを借りましたとか。でもそれって、準備ができていないような気がするのです。何とかしないといけないかなと思っております。これも予算がかなりかかりますので、また、交渉もしていかないといけないし、研究もしていかないといけないと思っております。

ここまでで何かご質問はありますか。

#### ○中原委員

各学校のホームページの閲覧していただいたもの、支援訪問の時にも「教育長は必ずチェックしていますよ」と申し上げておりますが、4年がかりでやっと広まってきたなと思ひまして。

◎児玉教育長

中原委員には、ずっと見続けていただいたわけでございます。

○中原委員

残念ながら、新しい記事が見つかりませんでしたという学校が複数校あるのですけれども、これはその旨、ご指導ではないのですけれども、ネタがないことはないと思っているのですが、そのところは、校長先生の差というか。

◎児玉教育長

おっしゃるとおりでございます、忙しいといえどどの学校も忙しいわけございまして、実は、これそのものは校長会で配っております。ですので、校長先生はこう見て、あれっ、うちの学校がないというふうに思っていると思いますが、今日ある校長先生が途中で退席されて、画面に出てこないから、あれっ、椅子だけになっていると思ったら、掲載がなかった学校の校長先生が職員室に行ったのじゃないかなと、ちょっと思った次第です。

○中原委員

それぐらい大事なことだと思うので、ありがたいなと思ったところです。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

他にございませんか。よろしかったでしょうか。

それでは、生徒指導状況報告をさせていただきたいと思います。

まず、非行等の問題行動につきましてでございますけれども、小学校4件上がってきております。この4件は、小学校5年生が生徒間暴力、暴力を振るった子どもさんが情緒学級で、かなり特性の強いお子さんだったということでございます。学校でも一生懸命対応をしているところでございまして、少し感情が高ぶると、もう誰かれとなく、無差別にと指導主事は表現しましたけれども、そういうように攻撃をしてしまう。いわゆるこの子は二次障がいには陥っているのではないかと話をしたところなのですけれども、見守っていく必要があると考えております。

続きまして、小学校1年生の事案でございます。これは、行方不明でございます。家族とのトラブルが原因で情緒が不安定になっておりまして、家を飛び出して行ったということでございます。5月の事案なので、5月に2回、保護者が捜索願いを警察に出しているところでございます。担任が家庭に電話したり、家庭訪問したりしながら、今、様子を見守っているところなのですが、やはり、ご家庭が少し複雑なところでございました。

続いての事案は、小学校6年生、これも行方不明です。全然別な子なのですけれども、この子は父親に叱られたということで、出て行ってしまったということなのですが、学校側としても、これは虐待の疑いありということで、一旦保護をしていただいたところでございます。ただし今は、帰ってきておりますので、皆で見守る状況になっています。これは、児童相談所、市教委、こども課相互で見守ることになっております。

最後に、小学校3年生の事案でございますが、暴言、暴力でございまして、この子は3年生なのですけれども、1年生に暴言を吐いて、1年生のランドセルを他の民家に投げつけていったというような事案でございます。これは、事実確認後、加害児童の保護者に連絡して、電話で被害児童宅へ謝罪をしてもらっ

たということで、そういうような形で見守りを続けている状態です。

続いて、不登校傾向につきましてですが、残念な結果でございまして、小・中学校とも近年最多になっております。非常に厳しいなと思っております。色々な要因はあると思えますし、コロナも関わっているとは思いますが、全国的な傾向でもあります。しかしながら、何とか食い止めていかなければならないなと思っております。

続いて、交通事故でございまして、交通事故につきましては、小学校2件でございまして、

1件は、父親の車に乗車中に追突事故を起こしております。かなりの大きな事故でございまして、うち1人の兄弟は入院をしていたということで、先月の終わりに退院をしております。

もう1件は、小学校1年生、帰宅後でございまして、帰宅後に自転車に乗って、自動車と接触事故でございまして、ヘルメットを被っておりませんでした。前方不注意の自動車と事故を起こしたわけなのですが、路面で頭部を強く打ち、頭蓋骨骨折という事故でございまして、本当に心配したのですが、先月、6月の終わりには学校に復帰しております。本当に大事に至らなくてよかったなと思っておりますが、痛い思いをさせていただこうなと思っております。

続いて、いじめに関する報告でございまして、いじめは、5月、小学校136件、中学校11件の報告がございました。これについても、3か月経たないと解決と認められないので、今、見守りを続けているところでございまして、報告があった小学校4件の事案につきましては、小学校2年生のお子さんが、児童クラブ関係なのですが、その中でいじめられたということが発覚しまして、被害者の保護者と面談をし、思いや願いを伝えた上で、加害者の保護者に連絡。そして、加害者の保護者が電話で謝罪をしたということ。それを被害者のほうは受け取ってくれたということです。

続いて、小学校2年生になりますけれども、注意をこの子がその子にしたのです。加害児童が腹を立てて、傘で頭を叩かれたという事案です。もう1件は、小学校2年生でございまして、これにつきましては、落書きをしたりとか、色々そういうことをやっていたことに対して、加害児童がかなり強く言ってきた。この子が気持ちのコントロールができなくなる、そういうお子さんでございまして、被害者の子どもさんのプリントに馬鹿と落書きをしたということでございまして、

続いて、小学校4件、中学校ゼロ件と言いましたが、中学校1件、小学校3件でございました。

中学校の3年生でございまして、これが被害者の子どものタブレットを無断で使用したというのが発覚しました。これはどういうことかと言うと、Chrome book は、一旦しまうと、画面は消えるのですが、あまり時間を置いていないで開くと、また元の画面がパンと開くという状況になります。ですから、画面上で実際落とさないといけないのです。開いてもID、パスワードを要求される形になりますけれども、その子が一旦ID、パスワードを入れて立ち上げた後、学級の机の上に置いておいた。加害者の子がそれをすぐに開けて、中を見たというような形でございました。これにつきましても、無断使用でございまして、まずは、朝一にログインをするのはいいのですが、そのままの状態にはしておかないという、そういう約束事を決めています。また、加害者の事情聴取をして、保護者を召喚して、被害者の親にも説明をしたところでございまして、

不審者、声かけ事案についての報告はございませんでした。

その他でございまして、

虐待関係につきましては、小学校2件ございまして、これについては非公開とさせていただきますので、録音を止めていただきたいと思います。

[オフレコ]

それでは、教育長報告を終わります。



## 12 議 事

◎児玉教育長

大変、お待たせをいたしました。

それでは、議事に入ります。

本日の付議事件は、報告12件、議案7件でございます。

### 【報告第50号、報告第51号】

◎児玉教育長

まずは、報告第50号及び51号を高城地域生活課長からご説明いただきます。

●宮戸高城地域生活課長

説明に入ります前に、資料の差替えをお願いします。

赤字のところが修正があったところなのですが、道場名を正式名称で書いております。

それでは、高城地域生活課の宮戸です。資料の91ページをご覧ください。

報告第50号 高城郷土資料館企画展「お城でミニ見に刀展」の開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

関係資料にございますように、高城郷土資料館の収蔵刀を展示し、武器としての刀だけでなく、日本文化の素晴らしさ、技術の高さと刀を通して、郷土へのさらなる認識を深めてもらうことを目的としています。

展示期間は、令和4年8月2日火曜日から9月4日日曜日までの休館日を除く30日間です。資料にあります収蔵刀8本の刀と装飾品等を展示する予定です。展示状況によっては、火縄銃3丁も展示する予定です。また、8月20日、27日の土曜日、午後2時から宮崎県剣道連盟、居合道杖道支部、都城翔秀館道場のご協力の下、日本刀の歴史や刀の手入れの工法等についての日本刀講座を開催する予定です。

コロナ感染対策については、通常開館時と同様に、マスクの着用、検温、消毒を徹底して開催します。

以上で、報告第50号についての説明を終わります。

続きまして、資料の93ページ、報告第51号 高城郷土資料館イベント「高城郷土資料館出張講座～史跡めぐり」の開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

同じく、お手元の関係資料にありますように、高城地区内にある郷土ゆかりの史跡を巡ることにより、地域に伝わる文化を伝承することで、地域への理解を深め、地域振興活動を図ることを目的としています。令和4年度につきましては、8月1日から令和5年3月31日までの期間とし、申請書を提出の上、各自治公民館を拠点に、史跡巡りを行います。講師は、高城郷土資料館田ノ上副館長と高城の昔を語る会の会員の皆様にご協力をいただく予定です。

別紙参考資料として、石山地区、有水地区等の5地区のモデルコースを添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告第51号についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第50号及び第51号につきまして、ご質問やご意見等ありましたら、よろしく申し上げます。よろしかったでしょうか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。分からないところがあるので、教えてください。

92 ページなのですが、種類のところに借用刀とか、借用銃という表現があるのですが、この借用というのは何ですか。

●宮戸高城地域生活課長

個人所有の刀、火縄銃を郷土資料館に預けて頂く形で展示しているものでございます。所有権については、個人の方のままで、資料館のほうで保管して展示しているものになります。

○岡村委員

分かりました。

もう1件なのですが、製作時代というところの欄に、B1南側ケース展示中とかいうのは、これはどういう意味ですか。

●宮戸高城地域生活課長

すみません、これについては、製作時代の中に書くべき事項ではなかったのかもしれないのですが、製作時代については不明ということで、現在、地下1階の南側ケースで展示しているということで、担当のほうで記載したみたいですので、ちょっと記載場所がおかしかったかなと感じています。大変、申し訳ございません。

○岡村委員

製作時代が分からないものということですね。

分かりました。所蔵しているのは2点のみで、あとは個人の方からお預かりしているということですね。ありがとうございます。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

他にございませんか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。史跡巡りの件についてちょっとお伺いしたいのですが、予約いただいとことなののですが、雨が降った場合の時とか、別なルートがあるのか。それとも、日程の変更なのかを教えてくださいたいと思います。

●宮戸高城地域生活課長

雨の場合は、今のところ想定しておりませんで、地元の公民館長さんに説明をしまして、高城町内を限定として考えておりますので、雨天時は、申込みがあった時点で、どうするのか、予備日を設けて雨天時はこの日という形で設定するのかというのは、ここに相談していきたいと思っております。

○中原委員

ありがとうございます。第二希望まで聞くようになっていたので、史跡巡りは巡りたいので申し込むと思うので、座学だけではちょっと忍びないかなと思いますので、ぜひ、何とか開催できるような配慮をお願いしたいと思います。

◎児玉教育長

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第50号及び第51号を承認いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

●宮戸高城地域生活課長

どうもありがとうございました。

### 【報告第47号、議案第14号、議案第15号】

◎児玉教育長

それでは、報告第47号、議案第14号及び第15号を文化財課長に説明をいただきます。よろしくお願ひします。

●桑畑文化財課長

こんにちは。文化財課の桑畑でございます。

今回は、1件の報告と2件議案がございます。

まずは、69ページの報告第47号 都城歴史資料館企画展開催要項の制定について、お話をさせていただきます。

71ページをお開きください。

開催趣旨についてですけれども、市に寄贈された資料には、多くの写真資料が含まれています。これらには、人々の日常の様子から、その時々話題の出来事や行事が生き生きと映し出されています。また、今は姿や形が変わった風景や物なども見ることができます。写真資料という直接触れることはできない過去を視覚的に回顧、体験することで、失われてしまった過去の記憶を新しい世代の人々の記憶につなぐだけでなく、親子や三世代家族の来館による幅広い世代の交流促進の機会となるよう、企画いたします。

会場は、都城歴史資料館1階の資料展示室1でございます。

会期は、2期に分かれておりまして、第1期が令和4年9月15日木曜日から令和5年1月29日日曜日まで、間の展示替えを挟みまして第2期令和5年2月3日金曜日から令和5年5月7日日曜日まででございます。

展示予定の写真なのですけれども、73ページをご覧ください。73ページに具体的な写真を入れております。上の2段のほうが第1期に展示をする予定の写真で、航空写真とありし日の建物を取り上げるとともに、インフラの移り変わりを紹介します。一番下の下段のほうですが、そちらが第2期に展示をするものがございます。学校の移り変わりや城跡などの史跡を紹介します。

それからちょっと前に戻っていただきまして、72ページの中ほどに記載しております関連事業ですけれども、「みんなで大すごろく大会」というイベントを実施する予定です。内容は、資料館内に3万年前から現在に至る歴史上の都城盆地の出来事のポイントを作って、来館者の方にサイコロを振ってもらって、それで歴史を辿っていただくというイベントです。同様のイベントを、令和元年度に1回、実施しております。

以上、報告第47号の説明を終わります。

続きまして、123ページ以降の議案についてです。第14号と第15号は連動するものですので、関連付けながら説明をさせていただきます。

まず、129ページをご覧ください。議案第14号 都城歴史資料館条例等の一部を改正する条例についての説明資料をご覧ください。

今回、都城歴史資料館、高城郷土資料館、都城島津邸、山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館のそれぞれの入館又は観覧料の減免に関する条例の一部を改正するものです。なお、4館を管理する担当課はそれぞれ異なるのですが、4館とも都城の文化と歴史に関する施設であるために、入館料の減免に対する内容は足並みを揃えて、一緒に同じ内容に改正をする予定です。

129ページの2に記載しております改正理由のところをご覧ください。本来、入館料の減免に関することは、条例に明記する必要があるのですが、現在、施行規則に規定しておりますため、条例に移し替えます。また、条例に規定する「市長は特別な理由があると認めるとき」は、災害時等の一時的な対応を想定しているのですが、それにも関わらず、市長決裁により恒常的に特定日の入館料を減免しておりましたので、今回新たに、条例に明記します。

それから、入館料減免の対象者に関しては、社会福祉施設の入所者は対象となっていましたけれども、通所者が入っておりませんでした。また、未就学児はもともと無料なのですが、その引率者に関して、社会福祉施設に含まれる保育所は対象となっていますけれども、児童発達支援の事業所や幼稚園などが対象になっておりませんでした。さらに、小・中学校の教育活動に伴う入館については、本市に限定した内容の記載でしたけれども、他の号の社会福祉施設の対象者や身体障害者手帳等を提示した方などは、本市に限定しておりませんで、整合性が図られておりませんでした。

以上のことを踏まえて、現行施行規則の見直しを行うとともに、条例に規定します。改正内容の説明が若干、入り組んでおりますので、131ページが横置きになっておりますけれども、そちらの模式図もご参考いただければと思います。

まず、改正条例の第1項の第1号、毎週土曜日の小学校、中学校及び高等学校に在学する者が入館する時は、平成7年度からの学校週休5日制の導入に伴い、小・中学生に対応しているものです。今までは高校生は含んでおりませんでした。他の号との整合性を図るために、今回対象者に高校生も含めます。

第2号 県が家庭の日として定める毎月第3日曜日に、高校生以下の子ども及びその者に同伴する家族が入館するときは、県のほうは平成18年度から定めた家庭の日に合せて、優待制度として取り組んでいるもので、県の子育て支援の一環でもあります。

それから、第3号 国民の祝日であるこどもの日、小・中学生、それから、高等学校に在学する者が入館するときは、こどもの日の趣旨を踏まえて、第1号と同様、今回、高校生も含めます。

そして、第4号 国民の祝日である文化の日に関する全ての者が入館する時、こちらについては、本市の歴史や文化に関心や理解を深めてもらうために、この取組を行います。

第5号 現行施行規則3号の心身障害者のところなのですが、こちらについては、介護者が必要と認めたときという表現になっておりましたけれども、あえて介護の必要性の有無を判断する必要がないために、介護者が入館するときに改めます。

そして、第6号は、国又は地方公共団体の職員が施設の状況調査、又は研究のため入館するときということで、こちらについては、現行施行規則の第4号をそのまま条例に移行します。

以上が第1項です。

そして、第2項についてですけれども、現行の規則の第1項の第1号と第2号に規定している内容の見直しを行った上で、条例の第2項に移し替えるものです。

第1号につきましては、社会福祉施設に入通所している者及びその引率者、もしくは未就学児の引率者とし、全ての引率者をカバーするようにいたします。なお、先ほど申し上げたように、未就学児はもともと無料となっております。

第2号については、本市の小・中学校に在学する者の記載から、本市を外して、他の号との整合性を図るとともに、学校教育法に規定する学校に在学する者とし、高校生の活動とか、大学の研修なども加えることができるようにします。

それから第3項 市長は、各2項に定めるもののほか、特別の理由があると認めるときは入館料を減額し、又は免除することができるは、これを第3項に繰り下げるものでございます。

以上が、今回の条例改正内容でございます。

最後でございます。139ページをご覧ください。

これも、今申し上げた条例改正と関連しておりますけれども、同じく歴史資料館、高城郷土資料館、都城島津邸、山之口の麓文弥節人形浄瑠璃資料館に関わるものでございます。

続いて、こちらの説明資料の143ページをお開きください。

山之口の麓文弥節人形浄瑠璃資料館の施行規則だけが教育委員会規則ではないために、他の3館とは別に改廃方針説明書を作成しております。条例改正で説明しましたように、入館料の減免に関する現行規則の第1項というのは、条例の第1項と第2項に移行するため削除し、第2項と第3項はそのまま1項ずつ繰り上げて、新しい第1項と第2項にします。また、この2つの項に伴う様式第1号と様式第2号、入館料減免申請書と入館料減免承認書なのですけれども、こちらについても、149ページから154ページまで書いておりますが、入館者数の欄に高校生、分類欄のところに高等学校の文言を付け加えております。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第47号、議案第14号及び15号につきまして、ご質問などよろしく願います。

いかがでしょうか。

#### ○宮田委員

聞いているだけでワクワクする、歴史とかそういうものがすごく大好きなので、高校生が加わって入場料とかが市民に分かりやすくなったら、それをいかにどのように告知するかというのが、また思いながら、多くの方が訪れられるように、私も遊びに行きたいと思えます。パネルまで用意していただき、ありがとうございます。

#### ◎児玉教育長

よろしく願いいたします。

他にございませんか。

#### ○岡村委員

ご説明ありがとうございました。

写真で振り返る都城のことにつきましてなのですが、趣旨の中で、親子や三世代家族の来館や幅広い世代の交流促進と記載されているのが、とてもいいことだなと思ひながら、聞かせていただきました。特

に三世代、おじいちゃん、おばあちゃんとお母さん、お父さん、子どもという形で、その三世代の家族の方が一緒に来館して下さるそういう機会が作れるとまた素晴らしいなと思ひまして、今度、入館料ですが、ここが割得になるとか、入館料のことは難しいのは分かるのですけれども、割引になるようなことがあってもいいかなと思った感想です。

●桑畑文化財課長

ありがとうございます。

◎児玉教育長

研究なさってください。

他にございませんか。

○中原委員

報告第47号ですけれども、岡村先生と同様に、随分前ですけれども、2年以上前ですけれども、こういう昔の写真の展示会をうちのお寺の本堂でしたことがあるのですけれども、非常に大うけでした。駅前の変わり様みたいですね。ですので、かなり人が来るのではないかと考えておりますし、ここで言いたいのは、展示資料というのは全部揃っているのでしょうか。

●桑畑文化財課長

大体選んできて、今、レイアウトをどうするかというところにきております。

○中原委員

その時お手伝いいただいたのが、以前、生涯学習課にいた東直也君という方が色々動いて、写真を集めてきてくれたことがあったので、また、彼に尋ねれば、新たなネタがもらえるかもしれません。

◎児玉教育長

他にございませんでしょうか。

私から1点、写真というのは劣化していきますので、ですからぜひとも今のうちにデジタル化していただきたいなと思っています。そういう方向性も思っただければと思っております。かなりの沢山の写真が集まってくるらしくて、写真館からもらったものもあるんですね。

●桑畑文化財課長

そうです。

◎児玉教育長

ですから、本当に貴重な資料だと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、報告第47号、議案第14号及び15号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

●桑畑文化財課長

ありがとうございました。

**【報告第48号、議案第16号、議案第17号】**

◎児玉教育長

それでは、報告第48号、議案第16号及び17号を美術館長に説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●黒木美術館長

美術館でございます。

まず、付議関係の説明の前に、前回の6月の定例教育委員会において、宮田委員よりご質問をいただきました市美展のポスターについて、出来上がりましたので、ご報告いたします。

ポスターを製作していただいたのは、市美展の実行委員会の桑畑泰三様でございます。近隣博物館やギャラリー、地区公民館など、300カ所程度に掲示いたしまして、広報をいたします。

また、開催要項は、過去出品者や希望者に500件程度お送りいたします。宮田委員におかれましては、過去出品者でございますので、先日、来館いただいた時に、直接お渡ししたところです。またぜひ、応募のほうをよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ポスターの作成者の名前は入らなくていいのですか。

●黒木美術館長

そうですね、ちょっとその件に関しましては、実行委員会で出すのかということを一回精査してまいります。

◎児玉教育長

それは、きちんと整理しておいてください。

それでは、よろしくお願いいたします。

●黒木美術館長

それでは、本日は報告1件、議案2件を付議しております。よろしくお願いいたします。

75ページをお開きください。

報告第48号 令和4年度特別展「歌川広重 東海道五十三次」開催要項の制定について、ご説明いたします。

お開きいただきまして、77ページの別紙にて説明いたします。

それでは、1から順番に、主なところを説明します。

まず1 名称は、特別展「歌川広重 東海道五十三次」でございます。

次に2、会期は10月22日土曜日から12月4日日曜日まででございます。

3の時間でございますが、基本的には午前9時から午後5時まで、入場は午後4時30分までとなりますが、今回の特別展では、一部の日程で開館時間の変更を予定していますので、この後の議案第17号にてご提案いたします。

次に、5 特別展開催趣旨でございます。日本を代表する浮世絵師歌川広重の代表作である保永堂版東海道五十三次のうちと、それからおよそ15年後に制作された丸清版と呼ばれるもう一つの東海道五十三次を中心に、約150点を展示いたします。都城市立美術館では、初となる本格的な浮世絵展、広重の描く日

本原風景をお楽しみいただけると考えております。また、本市の小学校6年生が使用している教科書に載っている作品も展示いたします。小・中学校の児童生徒にぜひ本物に触れてほしいと考えております。

6番目の主催等についてでございますが、主催はMR T宮崎放送と実行委員会を組織して進めてまいります。協賛、後援につきましては、記載の各社でございます。

協力ということで、株式会社永谷園よりご承諾をいただきました。協力の内容としましては、東海道五十三次カード付きのお茶づけ海苔を1,000個提供いただき、来館者にプレゼントするものです。配布対象は、子育て世帯を予定しておりますが、今後、実行委員会で検討してまいります。特別協力の公益財団法人日動美術財団及び日本美術商事株式会社は、主な展示作品の所有者でございます。

7の観覧料でございますが、この後の議案第16号にて提案いたします。

次に、8の関連事業につきまして、説明します。

1の開会式及び内覧会は、10月21日金曜日、午後3時からでございます。開会式のレイアウトを先ほど追加でお配りしました。晴天時は、美術館正面玄関前にて開催いたします。雨天時は、美術館ロビーにて開催いたしますが、スペースの関係で、教育委員の皆様につきましては、立ち席になることをこの場でご了承をお願いしたいと思っております。晴れると思っておりますので、よろしく申し上げます。

2の記念講演会でございますが、11月13日日曜日、中央公民館にて、浅野秀剛様をお願いしております。この方は、国際浮世絵学会会長、大和文華館館長でございます。

3の記念ギャラリートーク、言い換えますと作品鑑賞ツアーでございますが、10月22日土曜日、美術館展示室にて、前田詩織様をお願いしております。この方は、福井市立美術館学芸員で、本展覧会の図録監修者でございます。

4のワークショップは、11月のうち土曜日、消しゴムハンコ制作体験、11月27日、多色刷り版画制作体験を予定しております。

5のナイトミュージアムにつきましては、開館時間の変更が伴いますので、この後の議案第17号にて提案いたします。

6のギャラリートークにつきましては、担当学芸員による鑑賞ツアーでございます。11月11日金曜日及び11月19日土曜日の午後6時から午後7時につきまして、ナイトミュージアムにて開催いたします。他に、11月27日にも開催いたします。

7の小・中学生ワークシート配布は随時開催します。

9その他でございます。前売り券販売開始は9月1日木曜日からでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、内容の変更、又は開催を中止する場合がありますと謳っております。

以上、令和4年度特別展「歌川広重 東海道五十三次」開催要項でございます。

ここで、担当学芸員の西田より、特別展歌川広重公開の見どころについて、説明させていただきます。

#### ●西田美術館学芸員

では、81ページ、カラーページをご覧ください。

今回、展示いたします東海道五十三次のうちから6枚抽出してまいりました。今回展示いたしますのは、歌川広重の代表作、傑作でもあります保永堂版と呼ばれる東海道五十三次のうちの55枚、それから、16年後に描かれました丸清版と呼ばれるもう一つの東海道五十三次がございますので、そちらも55枚展示いたします。

今回は比較できるように、同じ宿場町ものを3つ、計6点抽出しております。一番上のほうが箱根宿です。今でも箱根駅伝で有名な箱根宿でございます。東海道最大の難所とも言われております。左側の保



永堂版では大名行列を、右側の丸清版ではかがり火を焚きながら山を越える様子を描いておりまして、時代によって同じ宿場町でもこういうふう描き方が変わるのだというのをとお楽しみいただけるものとなっております。

先ほど館長よりご説明いたしましたように、都城の小学6年生の社会科の教科書に載っております作品が、鳴海宿の名物有松絞という保永堂版の中段左側の作品が載っております。有松絞というのは、絞り染めの名産品でありまして、当時は安価でかさばらないものとして、特に女性に旅土産として人気があったということで、鳴海と言えば有松絞ということで、保永堂版でも丸清版でも同じような宿場町の様子を描いていらっしゃいます。現在では、大体どのくらいの位置かと言いますと、愛知県の名古屋市の緑区に当たるそうです。

続きまして、三点目が、庄野宿の白雨の図、左側のほうが保永堂版、右側のほうが丸清版ということで、かなり保永堂版のほうがスピード感がある様子、丸清版のほうがそれに対しては、ちょっとのんびりした様子で、かなり、同じ宿場町なのに違う様子が描かれているのがお分かりかと思えます。というのも、庄野は、上の箱根や鳴海に比べるとあまり名物っぽい名物がないみたいで、やはり描き方により色々変わってくるらしく、その辺が絵師の力が最も出やすいと思うのですが、なので、このようにスピード感とのんびりというふうには、すごく特徴が表れる感じです。

ちなみに、保永堂版のほうは、版画なので、初版とか何版とか色々あるのですが、今回お出しするのが初版でして、どこで区別するのかというと、傘の模様、特に右手の傘を持っている方のところに、ちょっと見えづらいのですが、文字が書いてありまして、竹内五十三次と書いてありまして、これが竹内さんというのが保永堂版さんの主人ということになっておりまして、リップサービスというものになっているそうです。

ということで、こういうふう遊び心も満載のものになっておりますので、計55枚ずつ110枚展示する予定になっております。

先ほどご説明しました永谷園さんの協力の件なのですが、お茶づけ海苔にこういうふう今、カードがくっついておりまして、これはお一人条件に合う方にお配りするというものになっておりまして、永谷園さんが朝茶づけということで、子どもたちにもしつかり朝ご飯を食べてもらおうというキャンペーン、手軽に、忙しい子育て世代にも朝ご飯を食べてもらおうというキャンペーンをしていらっしゃいます、教科書に載っていることで、当館でも子育て世代、特にお子さんに観ていただきたいということで、そこでぜひ、東海道五十三次といえば永谷園というものあるのですが、その、子育て世帯を応援するという意味でも理念を合致いただけたらいいなと思って、お声がけをさせていただいております。

急ぎ足で、見所について説明させていただきました。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

●黒木美術館長

それでは、155ページをお開きください。

議案第16号 令和4年度特別展「歌川広重 東海道五十三次」の観覧料の設定について、ご説明いたします。

お開きくださいまして、157ページの趣旨から説明いたします。

観覧料につきまして、表にしております。一般の当日券が900円、高校・大学生が500円、旅は道連れペアチケットが1,300円、会期中何回でも見られるフリーパス券が1,100円でございます。

割引につきまして、表の下になります。①から⑥までが当日券より 200 円引きでございます。⑦の特別展実行委員会が作成しますチラシの割引券持参者、⑧のミュージアム周遊パス持参者については、当日券より 100 円引きと考えております。⑨の旅は道連れペアチケットにつきましては、前売りのみではございますが、お二人で来館用チケットを購入していただきますと 1,300 円となります。ネーミングは東海道五十三次の「旅」にかけたものでございますが、お二人で 500 円引きでございますので、値引き率が高く大変お得なものとなっております。⑩のフリーパスにつきましては、期間中何回でも観覧できるもので、1,100 円でございます。ただし、購入できるのは当日のみとなっております。

無料対象につきまして、中学生以下、文化の日、障害者手帳保持者及びその介護者、家庭の日、具体的には11月20日になりますが、この日は高校生以下同伴の家族については、無料といたします。

その他といたしまして、都城市立美術館友の会会員の方については、当日観覧料を半額としたいと考えております。この友の会は、会員約 130 名で、美術館の屋外に展示してあります銅像や館内の壁の清掃などのボランティアを行っていただいている、大変お世話になっている友の会ということで、こんな感じで設定したいと思っております。

158 ページをご覧ください。参考資料でございます。

①については、美術館条例の観覧料の規定を記載しております。美術館の観覧料は無料とする、2にただし、観覧料の額はその都度教育委員会が定めるものとするということで、有料なところは教育委員会が定めとなります。

過去3年間の特別展の観覧料を記載しております。令和元年は、一般当日券を 800 円でご承認いただいております。令和2年は、実行委員会一般当日券を 800 円と設定しましたが、中止でございました。令和3年度は、開館 40 周年ということで、展覧会規模を拡大し、実行委員会で収支決算を行い、1,000 円と設定し、ご承認いただいたところです。今年度につきましては、先ほどお配りしました予算書をご覧ください。下段をご覧ください。収支合計を 1,519 万 7,578 円と見込んでおりますので、上段の観覧料収入を 297 万 7,500 円必要となります。右の積算内容のとおり、有料入場者を約 4,000 人と見込み、収支計算を行い、実行委員会で検討した結果、今回は 900 円で提案いたしております。

以上、令和4年度特別展「歌川広重 東海道五十三次」の観覧料の設定についてでございます。

次に、159 ページをお開きください。

議案第 17 号 令和4年度特別展「歌川広重 東海道五十三次」の開館時間の変更について、ご説明いたします。

お開きくださいませ、161 ページの別紙で説明いたします。

都城市立美術館の開館時間につきましては、次のページの 162 ページに、参考資料として記載しておりますとおり、都城市立美術館条例第3条第1項に、午前9時から午後5時までと規定されておりますが、同上第2項に、教育委員会が特に必要と認めるときは、開館時間を変更できると規定されております。

161 ページの別紙にお戻りください。そこで、令和4年度特別展「歌川広重 東海道五十三次」につきまして、2のとおり、令和4年10月28日金曜日と11月11日金曜日及び11月19日土曜日の3日間、午前9時から午後8時までに変更するという提案でございます。

変更する理由としましては、3のとおり、開館時間を夜間まで延長することによって、本来の開館時間に来館することができない方が来館可能となるということでもあります。今回のナイトミュージアムとのキャッチコピーで広報いたして、普段来られない方にも来館できるようにと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、開館時間を延長することによって、来場者を分散させることができ、展示室等の密を多少なりとも避けられるのではないかと考えております。

以上、令和4年度特別展「歌川広重 東海道五十三次」開館時間の変更についてでございます。

以上、報告1件、議案2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第48号、議案第16号及び17号につきまして、質問やご意見ありましたら、よろしくお願いたします。

○宮田委員

熱の入ったご説明、本当にありがとうございました。すぐに見に行きたいぐらいの気持ちで思いました。去年は、木梨憲武展があって、ナイトミュージアムがすごく良くて、夜遅くて、本当に良かったと感動しておりました。西田さんの説明がとても分かりやすく、きっと子どもを持っているお母さんとかは、西田さんにずっと着いて来てもらいたいぐらいの、そういう説明があると、私、色々観に行くと思うのですけれども、この間、宮崎であったじゃないですか、同じようなものが。あそこでも思ったのですけれども、作品は素晴らしいのですけれども、今のような言葉の説明があると、グググッとさらに近くなるのです。そんなになかなか美術館も人が限られた人数と、密になったらとか、色々なことがあるのでしょうか。今のような解説みたいなものが、何か分かりやすく、例えば、ハンドブックだったり、壁にパッと貼ってあったり、木梨憲武展では、あれは芸能人の方が説明しながらのイヤークフを耳に着けながら解説して、ものすごく楽しかったのですが、きっと子どもさんもそんなのが。

●西田美術館学芸員

一応、図録がございまして、こちら解説は全部、展示予定の作品もございまして、こちら販売する予定ですし、説明用の解説パネルみたいなものも、一枚一枚ちゃんとご準備しておりますので、また、どこの場所かという地図も一緒に展示して、ここがどこかというのが分かるように、分かりやすく展示する予定です。また、ギャラリートークも3回程度と決めているのですが、もし、団体さんがいらっしゃったりとかいう時は、臨機応変にやっっていこうと思うので、その辺りは皆さん楽しんでいただけたらと準備しております。

○宮田委員

ありがとうございます。楽しみです。

◎児玉教育長

よろしくお願いたします。

他にございませんか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。78ページ、説明いただきました観覧料のところなのですが、おそらく修正ではないかなと思うのですけれども、一般、高大生、旅は道連れペアチケットアチケットと、これは普通にこのチケットでいいのですか。

●黒木美術館長

申し訳ございません。旅は道連れペアチケットでございます。

○赤松委員

素晴らしい企画だなと思っています。大変楽しみにしていますが、このワークショップ、消しゴムハンコ制作体験は、子どもさんが参加するという感じです。多色刷り版画制作体験は、ある程度経験のある方が体験するのかなと思ってお聞きしました。それぞれ予定人数をどのくらいで考えるのですか。

●西田美術館学芸員

10人程度が限度かなと思うのですが、また、講師の先生と今、話し合いをしている段階ですので、それによって、考えていかないといけないのですけれども。

○赤松委員

施設の問題と色々道具等を広げてやるような、その辺のところのスペースの関連が出てきますね。あまり多くの人数はできないのかなとも思いながら、できるだけ多くの方が体験できるといいなと思って、お尋ねしたところです。

●西田美術館学芸員

場所の問題というのもありまして、当館は、今回特に、全スペースを展示に使う関係、また、グッズとかの販売もロビーで行う関係で、イベントやそういうワークショップができるスペースが外のピロティと呼ばれるところしかないのです。なので、あそこに入る人数というのと、先生たちがきめ細やかに指導ができる人数というのがなかなか限られてくるというのもありまして、とりあえずは10人としていたのですけれども、その辺はまた先生方と相談しまして、例えば、2回に増やすことができないかとか、その辺をちょっと考えていこうと思うのですけれども、また、先生たちと相談の上で決めていこうと思います。

○赤松委員

これは要予約ですから、あらかじめ電話か何かで予約するという事なので、あまり少ないと、あっという間に埋まっちゃうと思ったりしたものですから、ちょっと気になりました。

○宮田委員

やはり、平日はやらないのですよね。土日ですよね。平日だったら参加したいなと思って。

●西田美術館学芸員

やはりちょっと、集客がどのくらい見込めるかというのと、先生方も普段お仕事されているので、その辺の予定はどうなるかなという感じです。

○宮田委員

集約見込めたら、平日もできないですか。

●西田美術館学芸員

あとは先生の都合ですね。今、交渉していらっしゃる方が、普段、絵画教室をされている先生だったりとか、作家さんも普段別などでお勤めだったりとかされるので、その辺りの調整とかが必要になって

くるので。

○中原委員

すみません、先ほど一緒に言えばよかったのですが、障がい者の方の手帳保持者の割引等々も本当に有難いなと思っております。以前も、去年の木梨憲武展の時にも申し上げたような気がするのですが、こういう障がい者の方が来られた際の説明と言うのですか、手話の方とか、そういう方の手配みたいなものは何かあるのでしょうか。

●西田美術館学芸員

特には、当館には手話ができる者がいなくて、今のところ筆談という形になっております。ただ、以前もそういう方々とか、中学生でうちに職場体験をされに来た方とかもいらっしやって、その時は筆談とか、スマホとかを駆使して会話をするという感じになっていまして、ちょっと手話がみんなて訓練していかないといけないかなとなってしまうのですが、今のところは筆談で対応という形になると思います。

○中原委員

ぜひ、こういう作品展というのを観に行きたい方もいらっしゃる皆さん、健常者と限らないと思うので、何か対策というか、ご一考いただければなと思ったところです。よろしく願いいたします。

◎児玉教育長

おっしゃるとおりだと思うので、社会福祉協議会とか、さくら聴覚支援学校とか、色々ありますので、当たってみる価値はあると思いますし、そういう方々から予約を受けた時とか、特に、対応できるような体制を整えておいていただくとありがたいと思います。

○赤松委員

この開催要項はいつオープンになるのですか。

お尋ねしたいのは、例えば、消しゴムハンコとか、多色刷りというのは、いつから電話で受け付けますよとか、その辺が明確になっているのかなと思ってお聞きしました。

●西田美術館学芸員

チラシを今、製作しております、チラシは大体8月の下旬ぐらい。チケットが9月1日からとなっておりますので、大体似たようなところから受付開始になるのではないかと予測しております。

○赤松委員

その辺のところはチラシにきちっと入っているほうがいいかなと思っています。

◎児玉教育長

よろしいでしょうか。

観覧料についてですけれども、今、お示しいただいた観覧料は、うちがやった特別展についての観覧料を示してありますけれども、こういうようなものを色々なところでやっていると思うのです。その地域でやった観覧料というのが、大きな指針になると思いますので、そこ辺もひとつの目のつけどころとして考えていただくと有難いと思います。

●黒木美術館長  
分かりました。

◎児玉教育長  
他にございませんでしょうか。  
それでは、報告48号、議案第16号及び17号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●黒木美術館長  
ありがとうございました。

**【報告第49号、議案第18号】**

◎児玉教育長  
続きまして、報告第49号、議案第18号を都城島津邸館長からご説明いただきます。この後、休息を入れたいと思います。

●山下都城島津邸館長  
都城島津邸の山下です。報告第49号及び議案第18号について、ご説明いたします。  
まず、報告第49号 令和4年度都城島津伝承館特別展「都城喫茶ことはじめ」開催要項の制定についてです。資料は、83ページから88ページになります。  
85ページから88ページの開催要項をご覧ください。  
初めに、展示の趣旨ですが、今年が千利休の生誕500年に当たります。島津家では、強い武将として知られる島津義弘が茶の湯の関心も高く、千利休に師事しておりました。都城島津家にも茶の湯に関する資料が数多く残っております。  
庄内地理志によりますと、都城島津家では、江戸時代以降、文化的素養の一つとして茶の湯が学ばれ、中央の文化を吸収するため家臣を京都や江戸へ派遣し、地域の文化醸成に努めております。本展覧会では、当館及び他館の貴重な資料をもとに、茶の湯の政治的役割に触れながら、歴史の流れに伴う美意識の変化を概観し、武家社会において茶の湯が果たした文化的役割について紹介します。  
展覧会の名称ですが、「都城喫茶ことはじめ」で、会期は、令和4年10月15日土曜日から11月27日日曜日までです。  
展示内容についてですが、86ページにお示ししましたように、4章立てとしております。  
まず、茶をたしなむという喫茶文化がいかに日本及び都城に伝来したのかについて概観した上で、茶の湯の作法と茶道具の日本での発展の流れ、島津家及び都城島津家における茶の湯の歴史とその特徴、さらに、茶の湯による中央との交流を通じた地域文化の醸成について紹介、解説いたします。  
主な展示資料ですが、87ページに資料の名前、88ページにそのうちの主なものについて写真を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。  
関連イベントについてですが、資料はちょっと戻りまして、85ページと86ページにお示ししましたように、開会式典と内覧会を10月14日金曜日、午後3時から計画しております。これには、教育委員の皆様にご案内をいたしますので、ぜひ、ご出席いただければと思います。  
また、講演会を11月5日土曜日に午後1時半から計画しております。場所は、都城市総合文化ホールの創作練習棟会議室を予定しております。

講師ですが、資料の86ページ、都城市上長飯町の出身でございます愛知学院大学の福島金治先生をお願いしております。演題及び先生のプロフィールについては、86ページの資料をご参照いただければと思います。

それでは、続きまして、議案第18号 令和4年度都城島津伝承館特別展「都城喫茶ことはじめ」観覧料の設定についてでございます。

資料の最後、163ページ、164ページをご覧ください。

企画展や特別展の観覧料については、都城市都城島津邸条例第8条第2項に、都城島津邸において特別な展示を行う場合、その観覧料の額は教育委員会が定めるとあります。これに基づいて、設定をお願いするものでございます。観覧料については、一般400円、大学生・高校生を300円とし、中学生以下については、積極的に学習等に利用してもらうために無料としております。確固内は20名以上の団体料金で、一般300円、大学生・高校生が200円、また、11月3日の文化の日と島津発祥まつりのパレードが都城島津邸を出発して行われるのですけれども、その11月23日については、無料としたいと思っております。

なお、過去の特別展の入館者数についてですが、164ページの最下段にお示ししましたように、令和元年度「島津義弘と都城」が3,470名、令和3年度の国文祭におけます3館周年記念特別展「神話にみえる都城」が1,110名、同じく令和3年度特別展「都城県誕生～近代都城の出発～」が1,783名となっております。できる限り多くの人に観覧いただくために、市広報のほか、ホームページ、インスタグラム、フェイスブックなど、SNSを積極的に活用しながら、広報に努めてまいりたいと思います。

なお、前回の教育委員会において、講演会、歴史講座等について、宮田委員よりオンラインの形式での開催をご提案いただいたところです。そこで、本年度については、企画展のシンポジウム、学芸員による展示解説、それから、今回の特別な講演会について、市のYouTubeで後日発信する方向で検討しているところでございます。ただ、出演者の同意やパワーポイント等の講演資料の著作権などの問題もありますので、その課題を解決しながら実施していきたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第49号、議案第18号につきまして、ご質問やご意見ありましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第49号、議案第18号を承認いたします。よろしく願いいたします。

●山下都城島津邸館長

ありがとうございました。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、休憩に入ります。

〔休憩〕

**【報告第40号、報告第41号、報告第42号、報告第52号】**

◎児玉教育長

それでは、報告第40号、41号、42号及び52号を学校教育課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●山内学校教育課長

それでは、学校教育課の報告事項につきまして、ご説明いたします。

まず、1ページからになります。報告第40号 臨時代理した事務の報告と承認について、都城市小中学校共同学校事務室長及び副室長の指名についてです。

共同学校事務室は、共同して複数校の事務業務を効率的かつ効果的に実施することによって、事務機能の強化を図り、各学校の管理運営を支援しながら、自主・自立的な学校運営を推進するために、必要な取組を行うことを目的としております。

5ページをご覧ください。

令和4年度の共同学校事務室室長及び副室長については、都城市教育委員会で指名することとなっておりますが、県費負担教職員を指名する場合は、県教育委員会の同意を得ることとされております。

7ページにございますけれども、県教育委員会より、別紙2のとおり同意の通知を受けましたので、ご報告するものです。なお、昨年度からの室長の変更につきましては、西小学校の中村真由美事務主査が園木雅子事務主査の後任として明和小学校から、山之口地区は、中心校を富吉小学校から山之口中学校へ変更したことにより、山之口中学校の小坂多美事務主査が富吉小学校の黒木智行事務主査の後任として、山田中学校の橋口芳朋事務主査が通山清一事務主査の後任として知事部局から転入され、新たに室長となっております。このほか、市内での異動による地区の変更として、高崎小学校の通山清一事務副主幹は、山田中学校からの異動となっております。なお、高城小学校の加藤道信専門主事は、再任用の事務室長でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

報告第41号 小規模特認校制度を利用した転入学についてであります。

本年度、小規模特認校制度を利用した転入学の児童生徒については、11ページ、別紙のとおりでございます。

なお、本市の小規模特認校は、夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小中学校となっており、令和4年6月に小規模特認校制度を利用した転入学者は、小・中学校合せて2名になります。中学校に転入した生徒は、学習面での困り感がありましたが、少人数の環境の中、学習面でご本人が困り感としていた部分を解消し、学校生活を順調に送られております。また、小学校へ転入した児童は、原籍校でのトラブルから不登校状態にありましたが、環境を変えることで学校へも通えるようになり、学校の友人との関係をはじめ、成績も良好の状態です。

続きまして、13ページからになります。

報告第42号 令和4年度都城市少年補導員の委嘱についてであります。令和4年度都城市少年補導員の委嘱について、ご報告いたします。

本年度委嘱した都城市少年補導員は159名で、委嘱期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までです。この少年補導員は、市内の小・中学校並びに高等学校の教職員及び保護者の代表、加えて、各地区のボランティアにより構成されております。

17ページからの一覧表をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止によるPTA総会の中止等に伴い、保護者代表の選出が遅れている



学校があるため、今後推薦がありましたら、随時報告していく予定です。

続きまして、101 ページをご覧ください。

報告第 52 号 令和 4 年度都城市学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてをご報告いたします。

本年度学校運営協議会委員の委嘱及び任命については、105 ページからになります。別紙名簿のとおりです。

なお、委員の委嘱等につきましては、学校に選任を依頼することから、その回答日に応じて、委嘱日について開きがございます。また、各学校の委員数は、4 名から 8 名で構成されております。令和 3 年度の委員数は、延べ人数で 391 名、令和 4 年度の委員数は 395 名となっており、4 名の増加であります。

資料にはございませんが、先月の定例教育委員会で岡村委員よりご意見をいただきましたフッ化物洗口事業実施の基準の見直しにつきまして、今後の予定をご説明いたします。

前回、ご説明いたしましたが、現在、フッ化物洗口につきましては、全保護者の三分の二以上の希望がない場合は実施できないことになっております。そのため、三分の二の希望に満たない学校の事業につきましては、フッ化物洗口を希望してもできない状況でございます。

それでは、不公平感が生じることになりますので、本年度はフッ化物洗口の基準について見直しを検討していきたいと考えております。見直しの方法としましては、歯科医師会や薬剤師会、校長会会長や養護教諭会等の教職員など、10 名で構成されております都城市フッ化物洗口事業実施に関する検討会に諮り、それぞれのお立場からのご意見をいただきながら協議していきたいと考えております。

まず、第一回目の会を、8 月中旬を予定しており、第二回目を 11 月から 12 月、第三回目を 1 月から 2 月にかけて開催して、最終決定をしていきたいと、そのような予定にしております。その間に、他自治体の実施基準や本市のフッ化物洗口実施校の効果等を分析しながら、委員の方にご賛同いただけるよう進めていきたいと考えております。同時に、今年度中にコロナで延期になっておりました全小学校の保護者説明会を終了させ、来年度から全小学校でフッ化物洗口が実施できるように、取り組んでいきたいと思っております。また、併せて、中学校でも令和 6 年度実施開始を目指して進めていく予定としております。

以上で、学校教育課の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第 40 号、41 号、42 号及び 52 号につきまして、ご質問やご意見ありましたら、よろしくお願いいたします。よろしかったでしょうか。

#### ○赤松委員

ご説明ありがとうございました。

42 号の少年補導員さん方の資料を見せていただいて、46 番の石井さんは 34 年続けていらっしゃる方なのです。32 番の塩月さんが 24 年、10 番の温水さんは 22 年続けておられます。トップ 3 ですね。この方たちの他にも 20 年を超す方が、次のページに 2 名いらっしゃる。ボランティアでこれだけお続けになっいらっしゃるというのも素晴らしいと思います。去年、一昨年も申し上げましたかもしれませんが、こうした方は表彰対象か何かありますか。

34 年とかはやはり、すごい、トップ 3 はすごいなと思って、皆さん、先生方ももちろん一生懸命やっておられるのですけれども、素晴らしい方々がいらっしゃるのだなと思っています。頭が下がる思いです。

それから、52 号のここに兼務という方が 32 名いらっしゃるのです。兼務の方は、小学校も中学校も両方引き受けていらっしゃる方かと思ったのですが、どうなのですか、教えてください。

●山内学校教育課長

そのとおりでございます。

同じ校区内の小学校と中学校の兼務ということで、これだけの方にご協力いただいております。

○赤松委員

すごいですね、ありがとうございます。これもボランティアでやっていらっしゃるだろうと思います。素晴らしい方々ですね。

◎児玉教育長

では、ご検討のほうよろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

○宮田委員

少年補導員って、どういうことをされているのですか。子どもたちの巡回指導を定期的に、週末だけ。それは個人にお任せですか。

●山内学校教育課長

巡回指導が中心だったと思います。各学校区で、週末だったり、曜日を決めて、お集まりになる人数が多い日を設定したりとかして、あるいは、子どもたちが動く日に、わざとそこに行って、ポイントを持っていったりとか。各地区でそこは臨機応変に対応しているものと思います。基本的には、巡回指導をして、小学生から、中学生、高校生辺りまで、声をかけながら、防犯の意味も含めて、実施いただいております。

○宮田委員

自分が小松原地区なので、小松原は少ないなと思って。地区にもいっぱいそういう人たちがいたら、一番よいと思って。

○中原委員

私も小松原地区です。昔は沢山必要だったかもしれないけど、今は健全な町になっていますから。

○宮田委員

私もまだ20年しか住んでいませんけど。

◎児玉教育長

大変な時期があったということは、私も聞かされておまして、その時分は、沢山いらっしゃって、何班かに分かれて、やっていらっしゃったというのを伺ったことはあります。

●山内学校教育課長

7月のおかげ祭り辺りから活動が多くなって、大人数でされるのではないかと記憶しております。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第40号、41号、41号及び52号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

●山内学校教育課長

ありがとうございました。

**【報告第43号、報告第44号、報告第45号、報告第46号】**

◎児玉教育長

報告第43号、44号、45号及び46号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●大井生涯学習課長

生涯学習課の大井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第43号 令和4年度第27回読書感想文コンクール募集要項について、ご説明いたします。

資料23ページをお開きください。

本年の読書感想文コンクールの募集要項でございます。本コンクールは、児童が本に親しむ機会をつくり、読書の楽しさや素晴らしさを体験してもらうことで、読書の習慣化を図ることを目的とした読書の推進キャンペーンの一環として、教育委員会主催で実施するものであります。応募資格者は、市内の小学校の児童です。また、課題は自由となっております。読んだ本の中から一冊を取り上げて書いていただきます。応募期間は、9月28日から11月10日までとなっております。応募いただいた中から、個人賞として、最優秀賞を1名選出いたします。また、金賞として、最優秀賞を受賞した児童の属する学年以外の各学年から1名ずつ、計5名を選出いたします。そして、銀賞と銅賞といたしまして、各学年から1名ずつそれぞれ計6名を選出いたします。さらに、佳作として、各学年から5名ずつの計30名を選出いたします。個人賞入賞者には、賞状と副賞として図書カードをお贈りいたします。また、学校賞としまして、最優秀校を1校、優秀校を2校、優良校を3校選出し、それぞれに賞状と図書カードをお贈りいたします。

選考結果につきましては、1月中旬に入賞者及び学校賞受賞校に通知をした上で、2月に表彰式を行う予定でございます。また、作品集を作成し、入賞者や各学校に配布するとともに、図書館資料として保護活用いたします。

以上が、読書感想文コンクールの募集要項の説明でございます。

なお、4月の定例教育委員会において、岡村委員のほうからご提案いただきました学校賞における応募率の重要性に係る周知につきまして、今回、各学校に配布する募集依頼文書の中に、その旨を記載することにしております。

続きまして、報告第44号 令和4年度人権啓発標語募集要項の制定について、ご説明いたします。

資料の29ページをご覧ください。

人権啓発標語の募集につきましては、毎年8月の人権啓発強調月間における人権啓発事業の一環として実施しているものであり、市内の小・中・高校生、そして、市内居住者、市内勤務者を募集の対象としております。部門としましては、小・中学生の部、高校生以上が対象となる一般の部であります。また、応募締切は9月2日となっております。入賞者につきましては、12月に開催を予定しております都城市人権

啓発推進大会において、表彰いたします。

それでは、資料31ページをお開きください。

このページから37ページまでが、選考要領及び標語募集のチラシでございます。

また、39ページが、昨年度の応募状況でございます。学校別の応募状況なども掲載しておりますので、お目通しいただければと思います。

続きまして、報告第45号 臨時代理した事務の報告及び承認について（都城市青少年健全育成市民会議 会長・副課長及び監事の委嘱又は任命について）、ご説明いたします。

資料の41ページをご覧ください。

本件は、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、臨時代理したことにつきまして、同条の規定に基づき報告をし、その承認を求めるものでございます。

資料の43ページの臨時代理書をご覧ください。

都城市青少年健全育成市民会議の会長、副会長及び監事について、令和4年6月28日付けで委嘱、又は任命したものであります。また、その任期は、令和4年6月28日から令和6年6月27日までとなっております。

それでは、資料47ページの都城市青少年健全育成市民会議設置規程をご覧ください。

本規程の第3条において、会長1人及び副会長3人を置き、それぞれ別表1に掲げる者をもって充てると規定しており、第4条第1項に、教育委員会が委嘱し、又は任命すると規定しております。また、第7条第2項に、幹事会は別表第2に掲げる幹事をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命すると規定しており、同上第3項に、幹事長には教育部長をもって充てると規定しております。

次に、資料49ページの別表第1及び別表第2をご覧ください。そこにありますとおり、会長には、教育長を充て、副会長には都城警察署生活安全課長以下、3人を充てることになっております。また、幹事には、教育部長以下21人を充てることになっております。

それでは、資料45ページをご覧ください。

上のほうから順に、会長及び副会長に委嘱又は任命した4名の方々でございます。その下の幹事の名簿をご覧ください。幹事長及び幹事に委嘱又は任命した21名の方々でございます。

では、次のページをご覧ください。

新旧の会長、副会長及び幹事の名簿を掲載しております。お目通しください。よろしく願いいたします。

次に、報告第46号 臨時代理した事務の報告及び承認について（都城市社会教育委員委嘱について）をご説明いたします。

資料51ページをご覧ください。

本件は、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、臨時代理したことにつきまして、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。

それでは、資料53ページの臨時代理書をご覧ください。

都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員について、令和4年7月1日付けで委嘱したものであります。また、その任期は、令和4年7月1日から令和6年6月30日までとなっております。

それでは、資料59ページをお開きください。社会教育法（抜粋）の中段やや上にあります第4章、社会教育委員をご覧ください。第15条第1項において、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができると規定しております。また、同条第2項において、社会教育委員は教育委員会が委嘱すると規定しております。これらの規定を踏まえまして、資料61ページの都城市社会教育委員条例をご覧ください。

本市では、社会教育法第15条の規定に基づき、社会教育委員を置くために、都城市社会教育委員条例を

制定しております。条例第2条及び第3条の規定により、委員は15名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱すると規定しており、その任期については2年と規定しております。

では、再度、資料59ページをお開きください。

下部にあります第5章 公民館をご覧ください。第29条第1項において、公民館に公民館運営審議会を置くことができると規定しております。また、第30条第1項において、市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱するとしております。また、同上第2項において、委員の定数及び任期など、必要な事項は当該市町村の条例で定めると規定しております。

これらの規定を踏まえまして、資料63ページの都城市公民館条例（抜粋）をご覧ください。

条例第1条において、社会教育法第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、公民館運営審議会を置くことを規定しております。そして、第7条において、審議会の委員は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命すると規定しており、その任期については2年と規定しております。

ただいまご説明いたしましたように、社会教育委員と公民館運営審議会委員の選出に係る規定につきましては、同様の内容となっております。また、社会教育の推進と公民館運営とは特に密接に関連することなどを総合的に判断し、本市では、社会教育委員と公民館運営審議会委員につきましては、同じ方に委嘱又は任命をしているところでございます。

資料56ページをご覧ください。こちらが都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員に委嘱又は任命しました14名の方々でございます。

なお、次のページには、参考までに前委員の名簿を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第43号、44号、45号及び46号につきまして、ご質問やご意見ありましたらよろしくお願いたします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

読書感想文コンクールについても、学校賞のこと、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

人権啓発標語募集について、ウェブ上でも応募できるようになったということで、応募しやすくなったなど思って喜んでいるところなのです。見ていきますと、例えば、33ページのちらし、家族での募集お待ちしております。これが応募ではないかと思ったのです。同じように、35ページが、募集という言葉になっているのが気になって。

◎児玉教育長

募集というと、主催者側が使う文句なので。

○岡村委員

応募かなと思って。

◎児玉教育長

急ぎ、訂正をお願いします。

○岡村委員

もう一つ、一般の方々が応募する場合の動機付けとして、賞状だけじゃなくて、記念品もありますよというのがあると、何か、家族以外の方がやってみようかなと思うのではないかと思ったのです。入賞者数のところが、賞状と記念品というのがありますので、表彰と記念品を授与しますとかいうような形であると、また、応募数も増えるかなと思ったところですので、ご検討をしていただければと思います。

●大井生涯学習課長

分かりました。実際に、賞状と図書カードをもっと表面に出したほうが良いというご意見ですね。

○岡村委員

そうですね、特に、一般の方々は何かと、いいかなと思ったものですから。

○宮田委員

一般というのは、子育て中のお母さんじゃなくて、一般の方でいいということですか。

◎児玉教育長

そうです。高校生以上です。どなたでも。

○岡村委員

ホームページ上で応募できるということであれば、なおさら気安く応募できるようになっていると思ったところです。

◎児玉教育長

ぜひ、委員の方々も応募していただいてよろしいので、ではよろしく願いいたします。

他に。

○赤松委員

人権啓発標語に応募するということは、しっかり色々なことを考えて、子どもが標語を作っていくことになりますので、非常に教育的に意義のある、どなたの人権も大事にするということを勉強するいい機会だと思っております。応募状況を見たときに、小学校は菓子野小のゼロがちょっと気になります。それから、中学校は五十市中のゼロがちょっと気になります。これは、学校で取組がなされて、結果、市に送るのはなかったという意味なのか、取組がなされていなくて上がってこなかったのか。そこ辺はどうなのか。

●大井生涯学習課長

募集の依頼は、全校にかけておりますので、募集のことは伝わっているだろうと思っております。結果、応募がなかったというのは、学校として結果、取り組んでいただけなかったのか、それともこちらの周知が不足だったのか、その辺ちょっとははっきり認識できていないところがあります。

○赤松委員

人権教育の意義を考えると、1点でもいいから出てきてほしいと考えています。子どもたちがある一定の時間を使って、人権について真剣に考えて言葉にしようとする活動、人権教育というものは積み重ねしかないと思っております。教育というのはそんなものだと思います。今後も充実するようなご指導をしていただくとありがたいと考えています。

学校が忙しいというのは、全部分かっている中で、意義を考えて、ぜひご指導を繰り返してくださるとありがたいと思います。

●大井生涯学習課長

分かりました。ありがとうございます。締切りが近づいた時点で、応募がない学校等につきましては、また改めて確認の連絡をしたいと思っております。

◎児玉教育長

よろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。よろしかったですか。

○宮田委員

確かに、赤松委員の言われるように、人権ってすごく大事なことで、これからとても大事なことだと思って、ただ、エントリーする側の気持ちを考えたときに、締切日が9月2日って、子どもたちとか親って、夏休みが終わった、はい、宿題終わった、運動、体育祭、そういう何か割とあつという間に物事が過ぎそうな9月2日はそんな感じなのですよね。学校によって夏休みの宿題としてこれを先生に言われているのかと一瞬思って、親の立場で子どもはこれを書いたかなという記憶があまりなくて、ひよっとしたら道徳の時間とかに取り入れてこんなことをするとか、家庭教育とか何かの一環でやったほうが、より一層、意識が変わるのかなと一瞬思いつつ、とても大切だから、締切日とかが気になりました。ちょうど稲刈りが大変かなとか。体育祭とか、何かそんなものもきつとあるのかなと。

●大井生涯学習課長

おそらく、各学校夏休みの課題として、取り組んでいただいているだろうと思いますが、先ほども申し上げたように、人権啓発強調月間は8月ということもありまして、そこで、人権について考えていただいて、やっていただくということだろうと思います。

◎児玉教育長

よろしく願いします。

他にはございませんか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第43号、44号、45号及び46号を承認いたします。どうか進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

●大井生涯学習課長

ありがとうございます。

**【議案第12号、議案第13号】**

◎児玉教育長

それでは、議案第12号及び13号を教育総務課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●清水教育総務課長

教育総務課でございます。

議案第12号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施要領の制定について、ご説明いたします。

115ページをご覧ください。

都城市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に関する事務の全般において、その管理・執行状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出及び公表することとなっております。先ほど、お配りしております教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書、これを毎年作成して、議会に提出、公表しておりますので、また後ほどご覧いただきたいと思っております。

資料に戻りまして、115ページの2の具体的な点検・評価の方法の表をご覧ください。

1項目目の教育委員会の活動状況、会議の運営等、教育委員会の活動状況につきましては、教育委員会会議録や教育委員の皆様様の活動状況などから、自己点検をしていただき、その後、外部評価委員に点検・評価していただきます。

2項目目の教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務ですが、昨年度に引き続き、令和3年度当初予算に計上された主な事業、都城市教育振興基本計画の施策推進のための管理指標及び総合計画の総合戦略に掲げております指標の進捗管理を整理し、その後、外部評価委員とのヒアリングを実施し、点検・評価をしていただきたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、116ページのような流れで考えております。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号 令和4年度都城市教育委員会外部評価委員の委嘱について、ご説明いたします。

資料の119ページをご覧ください。

都城市教育委員会外部評価委員設置規程第3条の規定により、宮内 孝氏、久保田賢一郎氏の2名を都城市教育委員会外部評価委員に委嘱するものです。

次のページをご覧ください。121ページです。

宮内先生、久保田先生ともに、前年度に引き続き委員をお願いするものです。任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までといたします。

以上で、議案第13号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、議案第12号及び13号につきまして、ご質問やご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしかったでしょうか。

それでは、議案第12号及び13号を承認いたします。よろしくお願いいたします。



### 13 その他

◎児玉教育長

これで議案は全て終了いたしました。

その他として、各課からの連絡事項、よろしくお願いします。

●南野教育総務課主幹

今、お配りしました資料ですが、明日の総合教育会議における教育委員の皆様の発言ポイントと先週メールでお送りさせていただきました子どもの貧困について、修正があった分の資料になります。明日の総合教育会議につきましては、お渡ししました教育委員の皆様の発言ポイント、こちらのほうに発言者の順番ということで、載せておりますので、この順番でご意見をいただければと考えております。

今、お配りしました子どもの貧困についての資料と以前、紙でお渡ししておりました医療的ケア児の就学支援について、こちらの資料については、明日、当日の会場に紙でご準備しておりますので、お持ちいただくのは、発言ポイントのほうをお持ちいただければと考えております。

◎児玉教育長

何かこれに書かれたりとか、メモされたりすれば、こちらも含めてのほうに持っていても結構だと思います。よろしくお願いします。

このことにつきまして、何かご質問等ありませんか。いかがでしょうか。よろしかったですか。

○岡村委員

率直な感想として、時間が足りるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●南野教育総務課主幹

できれば、皆様からいただいたご意見をお話しいただければと思って、資料のほうは皆様からいただいた意見をほぼそのまま載せております。ただ、会議の時間として、午後1時半から3時までという予定にはなっておりますので、内容によってはちょっとお時間が足りずに発言を状況に応じて、絞っていただくような形になるかもしれません。

◎児玉教育長

90分なので、45分、45分割り当てますよね。そうすると、先に10分間は説明が入りますので、残り35分しかないのです。ですから、それぞれが5分ずつしゃべれば大体終わってしまうという形です。私も含めて、市長も最後、お話をされると思います。だから、大体5分前後を見計らってお話をして頂くとは難しいのですが、伸びたり縮んだりするわけですよね。その辺はちょっと塩梅をかけていただければ有り難いかなと思っております。よろしくお願いします。一番読めないのは市長なので。長くしゃべられる時もあれば、短い時もある、市長は聞きながらそのまま回答したいというようなことなので、それは仕方ないかなと思っております。私も色々と調整をします。

○中原委員

先ほど、そのままおっしゃったけど、私はもっと書いた気がするのだけど。

◎児玉教育長

どうぞ長くお話しください。

●江藤教育部長

縮めることで、争点がぶれたりとか、こちらが言いたい主張を言えなければ意味がありませんので、私は言っていた方がいいと思います。

○中原委員

私は包括して。

◎児玉教育長

ただ、思いの丈はお話ししていただきたいのと、私自身は思っておりますので、それぞれの委員の思いをお話ししていただくかなとは思っております。調整は何とかします。

○宮田委員

初体験なので。

◎児玉教育長

忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

他にはございませんか。

●椎屋教育総務課副課長

令和3年度、教育委員の皆様には、大変ご時間をいただきまして、見直しを行いました都城市教育振興基本計画（改定版）が完成しましたので、お配りをしたいと思います。今日は資料が大変多いのですけれども。

◎児玉教育長

他のもこんなふうに全部なっているのですか。

●椎屋教育総務課副課長

これまで表紙は特に付けていなかったのですけれども、白紙だけでできていますけれども、表紙を付けてみました。自前で付けてみたら、これが意外と難しく、端に寄ってしまいました。

○赤松委員

印刷屋さんがしたのでしょうか。

●椎屋教育総務課副課長

私が表紙は印刷して、くるんでみたのですが、センターに来ていないというか。パブリックコメントを受けて特に修正はなかったのですけれども、今回の公表の時期が7月になりましたので、4年7月の日付

を入れたのと、その他変わったところは、パブリックコメントの時点では、目次の後に1ページのはじめにというご挨拶の部分が入っていたので、ここだけ一番前に出しました。それだけです。

◎児玉教育長

ご苦労さまでした。次回から中央になるように。

●椎屋教育総務課副課長

また、チャレンジしてみます。

◎児玉教育長

では、スケジュールにつきまして、どうぞ。

●瀬之口教育総務課主査

7月、8月のスケジュールについてお知らせいたします。

机の上にお配りしておりますスケジュールをご確認ください。

1枚目、7月6日、明日の予定から読み上げてまいります。

7月6日水曜日です。こちらはちょっと時間は元々いただいた時間を書いているのですが、学校教育課から多分、ご指示があっていると思います。中原委員が学校訪問です。祝吉中学校です。

○中原委員

7時15分です。

◎児玉教育長

登校時間から見ていただくので、結構、早いのです。

●瀬之口教育総務課主査

続きまして、1時半から、最初にいただいた時間で書いているので、時間の修正がしておりませんでした。1時半から3時半ではなく3時までです。第1回総合教育会議が秘書広報課前会議室で行われます。

続きまして、7月7日木曜日です。10時10分から、令和4年度都城市立小・中学校経営ビジョン説明会、教職員評価ヒアリングが行われます。南別館3階委員会室、こちらで行われます。

続きまして、7月11日水曜日です。10時10分から、令和4年度都城市小・中学校経営ビジョン説明会、教職員評価ヒアリングが行われます。同じくこちら委員会室です。

続きまして、7月12日火曜日です。10時10分から、同じく経営ビジョン説明会が行われます。場所は、委員会室です。

続きまして、7月14日木曜日です。こちらは宮田委員の学校訪問が入っているかと思えます。こちらでいただいている時間は8時なのですが、学校教育課のほうからご連絡がいつているかと思えます。お願いします。

続きまして、7月15日金曜日です。赤松委員の学校訪問が予定されております。こちらは学校教育課からいつているお時間をお願いいたします。

続いて、7月19日火曜日です。10時から第1回都城市健康づくり推進協議会が行われます。こちらは、健康課のほうから赤松委員のほうに、直接依頼がいつているかと思えますが、届いておりますか。

○赤松委員

いただいております。

●瀬之口教育総務課主査

よろしく願いいたします。

続きまして、7月21日木曜日です。1時半から令和4年度都城市人権啓発推進協議会の全体会講演会がMJホールで行われます。こちらは生涯学習課のほうから、皆様にご案内が来ているかと思えます。回答がまだの方はまた、生涯学習課によろしく願いいたします。

続いて、7月22日金曜日です。1時半から令和4年度宮崎縣市町村教育委員連合会総会が行われます。こちらは教育長と赤松委員にご出席をお願いします。

続きまして、3ページ目、8月4日木曜日、1時半から8月定例教育委員会が行われます。場所は、こちら委員会室です。

続いて、一番下です。8月31日水曜日、1時半から9月定例教育委員会が行われます。場所は、こちら委員会室となっております。

7月、8月のスケジュールについては、以上になります。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

スケジュールについて何か、ご質問はありませんか。よろしかったですか。

ありがとうございました。

時間が延びてしまいましたが、申し訳ございません。

これもちまして、令和4年7月定例教育委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

○8月定例教育委員会日程について

日 程 令和4年8月4日（木） 午後1時30分から

会 場 市役所南別館3階 教育委員会室

14 閉 会

署名委員

署名委員

書記

教育長